

熊本市農業土木設計委託業務等成績評定要領

制定 令和 8 年 6 月 25 日 農政部長決裁

熊本市農水局の農業土木設計委託業務等成績評定については、熊本市土木設計委託業務等成績評定要領（令和2年3月12日契約監理部長決裁）の規定を準用する。

この場合において、同要領第1条中「熊本市」とあるのは「熊本市農水局」と読み替え、「土木工事」は「農業土木工事」と読み替える。

また、同要領第2条第1項（1）中「地質・土質調査共通仕様書」、第2条第1項（2）中「測量業務共通仕様書」、及び第2条第1項（3）中「設計業務共通仕様書」とあるのは、「農業農村整備事業調査・測量・設計業務共通仕様書」と読み替えて運用するものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行し、同日以降に当初契約締結を行う委託業務等について適用する。